

人間・環境領域

勝間 パンフレットを見ると、複合領域（ガバナンス班）というのがありまして、われわれはガバナンスをやっているという認識で今まで来たわけです。とにかく、扱っている分野は、人間や環境にかかわるということで、今では、人間・環境領域というふうになっております。

今日は、赤羽先生に人の移動を議論していただき、それから工藤先生から感染症にまつわる地域のガバナンス、とくに地域ネットワークの現状と可能性についてお話いただきます。そして、松岡先生に地域における環境への取り組みを論じていただき、最後にわたしが人権を議論するという順番です。それぞれ 10 分ぐらいずつ話をして、それから皆さんから意見、提案をいただきたいと思っています。それでは赤羽先生、よろしく申し上げます。

赤羽 恒雄

「東アジアにおける人の移動と人間安全保障：地域ガバナンスへの模索」

赤羽 よろしく申し上げます。皆さんのお手元にわたしのレジュメが回っていると思いますので、それに従って簡単に説明させていただきます。

まず、わたしの今までの研究が、このグループにどういうふうにかかわりを持てるかという問題意識で考えてみました。まず、人の移動、それから人間安全保障、それから地域ガバナンスという 3 つの基本的な概念をそれぞれ定義づけして、それぞれの関係づけをどういうふうにしていくのかという基本的なことから入りますけれども、これを細かくやっていきますとそれだけで 10 分終わってしまいますので、簡単にご説明させていただきます。

人の移動と人間安全保障との関係につきましては、人の移動を生じさせる要因としての人間安全保障の問題、要するに **poverty**(貧困)や戦争・紛争、あるいは経済的な機会が結合して人が移動する場合。それから逆に、いろいろな経済的な機会があるために、そこに人が移動していくという局面と、それから人の移動に起因する人間安全保障の問題があると思います。要するに、人の移動には、負と正のインパクトがあり、どちらも研究されてきていますが、わたしの研究でも両方を入れていこうということです。

さらに、移動する人自身が抱えている人間安全保障の問題もあります。また、移

動する人を受け入れる地域社会に住む人々が受けるインパクトから生まれてくる問題もあると思いますけども、ここでは前者の移動する人の抱えている人間安全保障の問題を中心に研究を進めていこうと考えています。

人間安全保障をどういうふうに定義するかという問題ですけども、ごく基本的な定義としては、政治的な側面である **freedom from fear** (恐怖からの自由)。それから **freedom from hunger** (飢えからの自由) という、経済的・物理的な側面、この二つがあります。アジア統合が普遍的な形で進む中で、その両側面が確立されるのが一番理想的だと思いますが、しかしアジアの地域内での経済格差、文化の違い、歴史の経験の違い、それから政治体制の違いなど、いろいろな問題があるために、普遍化／標準化していくというのは非常に難しいわけです。その困難をどういうふうに解決していくのか、その中で東アジアの統合がどういった役割を果たせるのか、という問題意識を持っております。

それから次に、ガバナンスという言葉ですが、あくまでも究極的にはグローバルガバナンスの一部として地域ガバナンスがあるべきだ、という普遍的な目的を持ったガバナンスを作る必要があるとは思っています。やはり価値観の相違、文化、いろいろな背景の違いはありますが、地域的な近接性もありますので、アジア地域内での制度化、標準化、普遍化というのも進めていく必要があるというふうに考えております。

人の移動と人間安全保障をめぐるグローバルガバナンスの現状がどうなっているのか、国連人権憲章といったいわゆる普遍的な人権に関する国際規約や条約にはどういったものがあるのか、それをアジア地域の各国がどこまで受け入れているのか。これは制度的な面での表面的な把握なんですけども、それをするのが現状の把握の一つではないかと考えるわけです。

それから、人権に関する普遍的な国際規約の他に、国境を超えて移動する人々の人権に焦点を置いた国際的な規約というのもあります。それがアジア地域の中でどこまで受け入れられているのか。また、グローバルレベルでいろいろな国際機関やNGOが、国境を越えて移動する人々の人間安全保障のために活動していますが、そういったアクターがアジア地域の中でどういった活動をしているのか、どういったインパクトを持っているのか。それらも研究する必要があるのではないかと考えています。

国際レベルでの人権規約は、主なもので5つあります。それから国境を越えて移動する人々の人権に関する国際条約は、主なものが8つあります。先ほどのお話にも出てきましたが、ILOの国際労働機関規約第97条と第143条は、国境を越える労働者の権利・人権にかかわるものでありますけども、これが一番受け入れられるのは非常に難しい規約です。これは例えば、海外から労働移民で日本にきた人たちが、日本の労働者と同じ権利を持つべきだという規約です。アジアのほとんどの

国がこれを受け入れておらず、またアメリカも受け入れておりません。ヨーロッパでも受けていない国のほうが多いわけです。

そういうふうに見ていきますと、制度や法律のルールとしては全世界的な普遍的な枠組みがあるのですが、それがどこまで受け入れられているのか。実際に受け入れられているとしても、それが国内できちんと実行されているのか。国内法制との整合性はどうなっているのか。このような問題を抱えているわけです。

主な関係国際機関と団体をリストをしましたが、これ以外にNGOなども研究対象として入れていくべきだと思っています。

それから、東アジアにおける国際人権規約、批准の現状についてですが、批准が遅れている規約・条約をリストいたしました。東アジア地域の各国の中で国際人権条約批准が遅れている国、まだ批准していない規約・条約も次にリストしてあります。その中で特に注目したいのは、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ビルマです。つまり北東アジアでも東南アジアでも大きな問題を抱えている国があるということです。それから韓国、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナムでも、ここにリストしてある規約をまだ批准していない、国内法との整合もできていないのが現状です。

次に、東アジア地域内の国境を越える人の移動の現状ですが、この表の一番上のラインに **Migrant stock** というのがありますが、これを見ていただきますと、**Percentage of population**、すなわち、各国におけるいわゆる移民と定義されている人たちのパーセンテージが載っています。ベトナムでは 0.0%、そして一番多いのがマカオの 55.9%というように、東アジア地域内で非常に大きな差があります。

それから、その右側の方を見ていただきますと、**Net migration** とありますが、これは国外に出ていく人と入ってくる人の差になります。次のページでは移民輸出国、移民輸入国、それから移民輸出・輸入国と3つに分けてあります。当然のことながら、輸出国と輸入国とでは、国境を越える人々の人権に対する見方、定義のしかた、問題意識が違ってくるわけです。ですから、それを統一するのは難しいと思います。

あとは、「国境を越える人々」にはいろいろなカテゴリーがありますが、セックス・興行労働者も含めたイリーガルな活動に従事している人（もちろん強制的にされている人もいるわけですが）、それから不法移民（東南アジア内での流れが主であったが）など、ここ 10 年間で東南アジアから北東アジアへとかなり大きな流れの変化があります。その中で日本が特に重要な役割を果たしているわけです。

それから、報告されたものの中で、統計で出てくる人身取引犠牲者の出身国を見ますと、アジアでは中国とロシアが主な国です。そういった人たちの行き先国を見ますと、アジアの中では日本が非常に重要な役割を果たしているわけです。

次に難民についてですが、アジアは比較的難民が少ないのですが、その中でも中

国は絶対数としてかなり高いといえます。

次のページにあります主な難民の出身国を見ますと、中国から他のアジア諸国に出る難民も結構多いということです。絶対数はそれほど多くないわけですが、それから、新しいアサイラムシーカーの出身国もこういう地図に示してありますけれども、アジアはどちらかというと少ないわけです。

最後にまとめになりますが、国境を越えて移動する人々を抱える人間安全保障問題を解決していくうえで、究極的には先ほど申しましたように普遍的な問題に対する普遍的な解決方法を探るべきなんですけれども、東アジア地域内では、ここで言及しました要因や背景があるために、それが非常に難しいわけです。

次に、東アジア内で移動する人々の人間安全保障を確立する必要性、これの共通した認識がまだまだ遅れていると思います。

それから、地域内でいろいろな協議、国の国境を越える人々の人権も含め、そういった人たちの抱えている社会的・文化的な問題を協議するプロセスが既にアジアの中で幾つかあります。

代表的なものが三つあります。マニラプロセス、難民に関するアジア太平洋政府間協議会、それから 2002 年に行われた移民の密輸、人身取引および関連国際組織犯罪に関するバリ閣僚会議というのがアジアの中にあります。そういった経験の中で共通した原則というのが既に出てまいりまして、それをリストしたものが一番最後のページの 4 つの項目にあります。それらを中心にして、普遍化のための協議が北東アジア、東南アジア、すべて含んだ形でこれから進めていくべきだと考えていますが、それにはどういった障害があるのか、指摘される障害を取り除くためにどういった方法があるのか、あるいは日本がどういった役割を果たすべきか。その辺をきちんと示していくのが結論の部分に当たるのではないかと考えています。以上になります。

勝間 靖

「アジアにおける人権ガバナンス」

勝間 どうもありがとうございます。当初の順番としては、次に工藤先生なのですが、赤羽先生のご関心がわたしに近いことが分かりましたので、急遽、順番を変えさせていただいて、私のほうから報告したいと思います。

わたしのレジュメは手書きのもので、アジアにおける人権ガバナンスと書いたものです。手短に 10 分ぐらいでご報告させていただきたいと思います。

今年の 1 月 25 日にセミナーを開催したときに、アジアにおける人権ガバナンス

という非常に広いテーマなので、どこに絞って研究を進めていけばいいのだろうかということで、六つの研究分野を提示させていただきました。

それを簡単に復習しますと、一つ目が「アジア的価値」論と人権の普遍性という議論ですね。先ほど深川先生が開発独裁というお話をされましたが、「アジア的価値」論というのが 90 年代前半ぐらいまで非常に強くあり、それが開発独裁を正当化する場合もあったわけです。そして、それに対する人権の普遍性の議論というのがあるわけです。これは 1993 年のウィーン世界人権会議において、とりあえずの決着をみたというふうに、人権研究者は捉えております。反対側の視点に立つ人はまだ納得していないと言う方もいるかもしれませんが、ただ、これを声高に叫んでいたマレーシアやシンガポールの政治的リーダーも、今やもう言わなくなってしまったというのが現状です。

二つ目の研究分野ですが、国際人権の活動も非常に大きく変わっているわけで、国連に人権委員会がありました。国連改革の中でそれが理事会に格上げされたわけです。その国連人権理事会において、アジア諸国の人権状況の審査がどういうふうに行われているのかということも、一つの研究分野であると思います。UPRという普遍的、定期的な審査が国連加盟国すべてに適用されると、国ごとに包括的な人権審査が進められていくこととなります。また、例えばミャンマーといった特定の国、あるいは人身取引といった特定のイシューにおいては、特別な手続きが取られますし、場合によっては特別報告者を設置して調査研究を進めるという場合もあります。これが二つ目の分野ということです。

ただ、ここでの議論は、アジアにおける域内協力を進めようという流れというよりは、特定のいわゆる問題国に対して強く人権改善を訴えていくということであり、あまり域内協力への議論につながらないような気がします。むしろ、アジアにおける特定の国（北朝鮮など）に対して改善を提言していくことなので、この辺はアジアにおける人権ガバナンスという研究分野からすると、あまり有効な入り口ではないような気がしております。

三つ目のCは、ASEAN憲章と、ASEAN憲章の中で盛り込まれた人権監視メカニズムの可能性についてです。これは今後の展開が予測つかないものなんですけれど、非常に注目すべき研究領域になると考えております。

四つ目のDですが、国際人権条約のアジアにおける国内的实施ということですが、これは要は、人権条約に署名・批准したのだが、実際に国内できちんと実施されているのかということです。場合によっては、人権条約に署名・批准していないものについて、どういうふうに加盟を進めていくか、そういった議論になるかと思えます。

五つ目のEは、特定の人権分野におけるサブ・リージョナルな合意形成ということです。これについては後ほどお話しします。

最後のFは、開発における人権の主流化についてお話いたします。これはまさに先ほどの「アジア的価値」論の以降の議論になるわけですが、開発と人権をいかに両立させていくかということが議論されているわけです。

1月25日には、この六つの研究分野のうち、CとEとFに特に可能性があるのではないかと、言及した記憶があります。

研究分野Fである、開発における人権の主流化に関しては、既にいくつかの議論を出しております。一つは、社会開発と人権という非常に広いテーマですが、去年に出た本『テキスト社会開発～貧困削減への新たな道筋』（日本評論社、2007年）の第12章に書いております。さらに人権基盤型アプローチ（Rights-Based Approach）については、先月に出た『アジア・太平洋人権レビュー2008』（現代人文社、2008年）の特集「新たな国際開発の潮流：人権基盤型の開発の射程」の中で脆弱な社会層への政策について論じました。

研究分野のEである特定人権分野に関するサブ・リージョナルな合意形成について、人身売買に反対するメコン閣僚イニシアティブ（いわゆる COMMIT）に関しては、『国際政治』で書いているのと、そして今年、カンボジアのソマリー・ナムさんをお招きしたシンポジウムをおこない、その成果報告書をまとめているという段階にあります。

もう一つの特定人権分野としては、新しい人権分野として、障害者の権利条約が今年になって発効しました。これがアジアに対して大きな影響を及ぼしていくということで、先月シンポジウムをおこないまして、この障害者の権利条約の進展に向けてアジア・太平洋が一体どういう役割を果たしてきたかを議論しました。アジアがかなり主導してきたという側面があり、びわこミレニアム・フレームワークというものが非常に大きな原動力となっています。そういったことを、この間のシンポジウムでおこないましたが、今これを報告書として取りまとめているところです。

今お話ししてきた六つの領域が、相互に関係しているはずであろうということで、一体どういうふうに関係しているのか、自分なりに整理しました。一番上に人権と開発があるわけですね。人権のところでは、人権の普遍性というものは非常に重要な原則となっているわけです。これにチャレンジしたのが「アジア的価値」論であったということですね。場合によっては、開発独裁の正当化ということで、開発の分野にどんどん入り込んできたわけです。これに対してアマルティア・センが猛烈に反論をし始めたということと、1993年のウィーン世界人権会議を経て、ある程度の収束を見たのではないかとこのように考えております。

人権の分野でのグローバルな規範ということで国際人権条約があり、世界人権宣言というのはこの一つの大本になっているわけです。それに続くのが、社会権規約、自由権規約、そして人種差別撤廃条約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約、拷問禁止条約、移住労働者の権利条約、そして新しく今年発効した障害者の権利条約、

こういったものがメジャーな人権条約としてあります。こういった人権条約については、それぞれの条約委員会というものが作られています。ですから、例えば、子どもの権利条約であれば、子どもの権利条約委員会というものがジュネーブに設置されています。ここで条約に署名・批准した加盟国が国内的にきちんと実施しているかについて、定期的に報告を出す義務が生じているわけです。これがいわゆるグローバルな制度になるわけです。

図の一番下に国レベルというのがあるわけですが、条約委員会において今年取り上げられる国はどこかという、例えば拷問禁止条約であれば、今年の春はオーストラリアが審査の対象国であったし、秋はカザフスタンやインドネシア、そして中国が対象国として審査されることになっています。条約に加盟することによって報告義務が生じており、それが定期的に条約委員会において審議されるという形になっているわけです。この間を埋める地域的なものは何かという、CのASEAN憲章と人権監視メカニズムになるのかといった議論になってくると思っています。

アジアには地域的な国際機関がありません。アジア全体をカバーする国際機関がないなか、東南アジアにはASEANというものがあるということです。ただ、ASEANの中でライク・マインデッドな国々が人権の地域メカニズムを作ろうと動いていたわけですが、2002年に拡大10カ国になって、ベトナムやラオス、カンボジア、ミャンマーといった人権に対して非常に消極的な国が加わり、それから随分と雲行きが変わってきたといえます。

ただ、拡大になる前に、1993年にAIPOというASEAN諸国の国会議員によって構成される組織が、1993年に人権宣言をおこないました。ウィーン世界人権会議とほとんど同じタイミングで出しております。ですから、AIPO人権宣言があったにもかかわらず、拡大になってから失速してしまった感があります。しかしながら、昨年、ASEAN憲章の中で人権監視メカニズムという文言を盛り込んだということです。ただ、この人権監視メカニズムを盛り込んだと同時に、国内不干渉の原則というものも再確認したという、玉虫色の決着になっています。

その下に、サブ・リージョナルな動きがあります。大メコン流域のサブ・リージョンのCOMMITという、人身売買対策のための覚書というものがあります。これが非常に面白いところは、6カ国入っているわけなんですけれど、東南アジアに加えて、中国が入っている点です。そしてまた、ミャンマーもこれに加盟しているという状況です。通常、ミャンマーと中国は人権に消極的だろうと思われていますが、国境を超えた人身売買という非常に差し迫った問題に関しては、機能主義的な立場から国家間合意もできているわけなのです。

先ほどの条約委員会に並んで国連の人権理事会があるというのはその通りですが、図のなかでその下にNGOがあります。先ほどまで、国を中心として話をしてきたわけですが、NGOがグローバルなレベル、地域レベル、そして国レベルに対し

ていろいろな形で働きかけをしていることも注目すべきでしょう。

アジア地域におけるNGOの動きとしては、1996年にロウ・エイジア（アジア・太平洋法曹協会）が発足しました。いわゆる弁護士協会の地域連合みたいなものですが、ロウ・エイジアは地域の人権監視メカニズムを作ることを提唱しております。そういった形で今のASEAN憲章に結びついていったということで、Cの研究領域とEの研究領域がつながるといことです。

開発と人権との関係ですが、開発独裁や開発至上主義から、開発における人権の主流化へというような流れに変わってきているわけです。その中で開発と人権との関係を見るいくつかの段階として、一つは **Rhetoric** としての開発と人権や、**Conditionality** として人権を条件として開発援助を行うといった考え方があります。さらに、人権状況が悪いから援助をやめますよという **Conditionality** ではなくて、むしろ人権状況を改善するためにグッドガバナンスのための援助を行うという段階があります。法曹の充実や裁判所の設置など、そういった形での援助が議論されています。そして最終的には、開発すべてにおいて人権をメインストリーム化していこうという流れがあるということでもあります。

今後の研究なのですが、研究分野のEとFを継続し、新しくCをやっていこうという覚悟をしております。そのために、アジアにおける人権メカニズムの形成において主導的な立場を取っているチュラロンコーン大学のムンタボン先生をお招きできるということで、彼とも今後さらに意見交換をしていきたいと思っています。

Fのところに関しては、中国やタイ、マレーシアといった国が、被援助国から脱皮して、援助国になってきているわけです。アフリカに対する援助をどんどん進めていって、アフリカ研究者の中でも中国のプレゼンスの拡大が確認されています。いわゆるOECD/DACのガイドラインに沿わない形で新興ドナーが援助を行っているということで、新興ドナーである中国などとグローバルなレベルでの援助協調をどのように構築できるのか。これは今、非常にホットなトピックとなっているので、これから見ていきたいと考えております。

最後に、研究分野Cにどういうふうに取り組んでいくかということですが、そもそもアジア地域をすべてカバーする地域機構がないわけですね。どうしてもASEANにフォーカスさせざるをえないのではないかと思っております。ASEANにフォーカスしながら、ASEAN+3とかを見ていくということになります。

また、その下のサブ・リージョンの機能主義的な動きも見ていかななくてははいけないと思っています。この際、アジアだけを見ていてもどうしても限界があるので、ヨーロッパとかアメリカ大陸を見て、こういった地域との比較をおこなう。地域において人権宣言ができていって、地域機構があって、さらに場合によっては、地域的な人権裁判所まであるという、非常に先進的なヨーロッパを参考にできるのか。あるいはもう少しアメリカ大陸型にしたほうがいいのか。そういったところを見て

いかなくてもいけないと思います。

実はアメリカ大陸型をまねたほうがいいのかという議論が、何人かの国際人権法学者の中であるため、最初はヨーロッパと比較したほうが良いと思っていたのですが、アメリカ大陸も視野に入れて、地域間の人権監視メカニズムを見ていきたいと思っています。以上です。

次に、工藤先生にご報告をお願いしたいと思います。

工藤 宏一郎

「アジアにおける感染症ネットワーク」

工藤 呼吸器を専門にしている内科の臨床医の立場から、文科系であるこのプロジェクトとどういうふうに接点を持てばいいのか悩んでおりますが、共通しているのは人材育成と考えます。分野は違っても人材育成という点で類似しているのかな、その辺に基盤があるのかもしれないと思っております。

加えて、アジアの統合ということですが、お話を聞くとアジア全体ではなく、東アジア、中国、韓国、日本というところのようですが、私はベトナムを中心しているので、多少違うかもしれません。アジアといっても各国でかなりの差があるということは実感しております。

われわれがやっている分野は皆様の分野とテーマからみると、ある意味、補完的であるだろうし、私の分野は、日本は先進国であるとは言えません。ようやく最近になって、海外に出て拠点をつくるという状況になっていることを話せば、私の役割を果たせるのかなと思います。

では、簡単なスライドで説明致します。

この新興・再興感染症の代表的なものは、何年か前にはSARS、今日では問題になっている鳥インフルエンザ（H5N1）です。そして新型インフルエンザ。パンデミックといますが、無警戒、無防備でいると一挙に広範な地域に拡大し甚大な影響を及ぼすという急性感染症であります。SARS や鳥インフルエンザ（H5N1）に共通しているのは呼吸器感染症の分野で、臨床専門家は少なく、私も本来は感染症の専門家ではないのですが、呼吸器科医ということで、この分野に携わるようになりました。これに対してHIV、エイズ、結核などは慢性の感染症で、一挙に感染が広がることはありません。慢性感染症はパンデミックと呼びません。

こういう疾患は、SARSの時もそうでしたが一挙に拡散し、同時に何故か1年や数年で消退してしまう性質を持っています。従って、発生による被害をくいとするのによほどの準備をしていないと対応できない。初期に封じ込めることが重要であるという特徴の疾患でもあります。

この新型インフルエンザの前哨戦とも言える鳥インフルエンザ（H5N1）は、もともとは鳥のインフルエンザです。そして現在ヒトに感染する鳥インフルエンザがアジアを中心に発生しております。このヒトの鳥インフルエンザ感染が新型インフルエンザの前触れであることが強く危惧されており、かなりの研究がなされている半面、日本で発生することはこれまでほとんどなかったわけで、実際に診療経験のある医師や看護師がほとんどいないのが現状です。従って、この分野での人材を養成をしなければいけない。それから医療体制の構築です。そのような疾患が出現してきたときに対応できる医療機関（病院等）の医療体制と、同時にそのような疾患が広範に発生することになるので、国内での医療連携、更には、国際的な連携と協力が非常に大切となってきます。また、これは医療だけではなくて、政治・経済全体の問題ですから、危機管理、これは行政・政治の問題にもなります。これらが全体として不十分なのが日本の現状で、それぞれの分野でその対応を強めようというのが今日の動きです。

私自身は臨床医で、病気の原因、診断や治療から可能ならば問題解決に役立てようとする立場をとります。今、少し猶予があるこの時期に診断・治療を確立してしまえば、このような問題が解決できるのではないかという気持ちで、力を入れております。

先ほども申しましたが、我国は海外拠点形成という点では後発です。これまでグローバルな感染症が存在することがはっきりしていたにもかかわらず、日本が海外に出て行くということは、一部を除いてシステムティックにはなされておりました。二国間、あるいは多国間で生の情報を素早く入手し、互いに共有する、そして我々のプレゼンスをアジアにも示すというような意味で、我々はアジア感染症ネットワークを構築しました。具体的には、ベトナム国内のいくつかの施設と国立国際医療センターとをインターネットでつないで、テレビカンファランスができるようにしたシステムです。

例を示しますと、いつでも相手側と我々が合意すれば、カンファランスを行えるシステムです。アメリカやヨーロッパの人達も加わりたいと希望するようですが、時差の関係で難しいようです。日本を中心にするると、我々の連携したアジアの国々との時差は2～3時間位です。複数の拠点をつないで、鳥インフルエンザの症例が発生したらカンファランスをやるということを可能にしました。これは臨床検討だけでなく、広く他分野の研究にも応用できるようになっております。

これが可能になったのは、文科省の委託事業で、新興・再興感染症研究拠点形成プログラムができ、本年で4年目となりました。この目的は、国内の研究機関、あるいは連携する相手国の機関の研究体制・設備の充実を図ること。色々な分野の融合、これはガバナンスということにつながるかもしれません。それから人材の育成。中国、ベトナム、インド、タイ、インドネシアなどに大学が中心になって研究室を

作り、現地で研究を遂行する体制になっているわけです。我々は臨床医学と直結する臨床研究・研修を行う内容での活動を展開しております。

このように、ようやく日本もアジア諸国の海外で拠点を作るようになりました。今年度からザンビア、アフリカにもこのような拠点形成が加わりました。

さて、ベトナム、インドネシアなどの医療レベルですが、ベトナムは日本を先進国とすると、大体中位でしょうか。その一方で、インドネシアではインフラは不十分で、日本と大きく差があります。感染症に関して言えば、インドネシア等は、感染症のジャングルと言われている位、感染症の種類や症例数が多く、鳥インフルエンザの話を持って行っても、それはほんの一部に過ぎず、なぜそれだけを重要視するのかというように問われます。

ベトナムにはさまざまな国際的な医療機関があります。スライドに示す国旗は進出している国を示します。ベトナムはかつてフランスの植民地でした。かつてのパスツール研究所の支所というような大きな研究所が四つありまして、それが100年以上も歴史を持って引き継がれています。それからオックスフォード大学、このバックにあるウェルカム・トラストという大変大きな財団もあります。それが研究所を作って現地で常時研究を行っています。また、国際的な機関としてはWHOです。これはどちらかという、ヨーロッパ主導ですが、アメリカのCDCも入っております。アメリカのCDCは大変大きな機関でありまして、これは日本との太平洋戦争でアジアに軍隊が進出したときに、マラリア等の熱帯病に兵士がやられる。これを何とかしなければならぬということから始まったようです。1942～3年位の話ですが、現在では大変大きな組織になっております。日本ではJICAがハードの面でベトナムに多くの援助をしまいましたが、医療・医学での研究面での共同作業は始まったばかりです。このように国際的に見て、全く日本は後発であります。

ここで次のスライドで国際的競争の点をお話したいと思います。

ベトナム・ホーチミン市には、ウェルカム・トラストとオックスフォードの大きな組織があります。アカデミズムと産業が連携した大きな複合体です。ベトナムには1992年に、タイには更に古く1972年にそのような拠点が形成され、活動が展開されております。産業と結びつけて医学研究を展開する、という状況があります。

国際的協力・競争の現状を私は、医学・医療面での“光と影”と申し上げたい。そのような地に我々が出て行って、相手国と共同研究をしようとしても、財力の強い所の吸引力が強く、我々が弱者となってしまうことが多々あります。数多く発生する感染症ではそういうことは少ないようですが、鳥インフルエンザのような新型インフルエンザの前哨戦とみなされている疾患では、症例の取り込みが行われ、研究の面では競争が激しいという状況があります。こういう中でアジアでの統合というにはどういうことなのか、これは難しい問題ですが、現状報告を兼ねて説明しました。

松岡 俊二

「東アジアの地域統合と地域環境協力—東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク (EANET) と長距離越境大気汚染条約 (LRTAP) との対比を中心に—」

松岡 今日、東アジアの地域統合と地域環境協力で、最近やっていることをご紹介しますということだったんですけど、もう少し大きめの話をしたいと思います。

現在、わたしのプロジェクトは、「アジアの環境ガバナンス」というテーマで、わたしと共同研究者として日本大学の准教授の松本さん、それからD1の岩本君の3人でやっています。

3月のときに定期報告として、ほかの先進的と思われる地域統合の地域 (EU、NAFTA、バルト海) における環境ガバナンスの状況と東アジアとを比較をしました。EU、ECにおける環境の取り扱いがどうなのか、それからNAFTAにおける環境の扱いはどうなのか。とりわけ社会条項といわれる労働面、あるいは環境面がNAFTAの中でどういう位置づけになっていて、実際にそれを行っていく環境に関してはどうなっているのか。それからもう少し地域レベルを下げたところで、バルト海における地域環境協力がどういうふうに進んで、どうなってきたのかという、3地域と東アジアの比較を3月にやりました。

私たちの分野は、「人間・環境分野」に突然なってしまったのですが、元々はガバナンス班と呼ばれていました。地域統合から見ると、ある意味では非常に遅れている後発の分野なわけです。経済のようにどんどん地域統合の実態は進んでいて、実態の中からもろんな問題が提起されてきて、それを研究者がある面では追いかけていくものではない。地域統合という観点からすると、後発の利益、つまりレートカマーズ・アドバンテージというのがあるんですけども、この分野はむしろレートカマーズ・ディスアドバンテージというのが現状であります。

一つの考え方として、何人かのかたが既に言っていますけれども、ある意味ではリージョナルなアプローチをするよりも、グローバルなアプローチをやったほうがよほどいいという考えもあります。例えば東アジアの環境問題でいえば、リージョナル・アプローチよりもむしろグローバル・アプローチの方が有効だとの考え方です。温暖化などはまさにそうです。あるいは砂漠化の問題、農産物をめぐる問題も含めて、リージョナルな地域統合というアプローチで問題を見ていくよりは、むしろグローバルなアプローチの中で地域がどうやっていくのか、各国がどうやっていくかというアプローチのほうが、問題解決型からするとよほど生産的なかもしれないという、そういう側面もある問題です。特に昨今の温暖化でいえば、まさにそういう方向で全部動いていますので、中国やインドを含めて

アジアでどうだこうだという議論は当然あるんですけども、それは国際的な枠組みの中でのアジア、あるいは中国、インドであって、そういうところが非常に悩ましいところです。

環境問題というのは、元々問題があって、それに対する解決法を考え、それがエフェクティブなのかエフィシエントなのかをやるところです。その面でエフェクティブネスとかエフィシエンシーを考えたら、リージョナルよりもグローバルの方に傾く場合が結構多いというところでもあります。

そういうアジアの地域統合の中で、地域の環境というものをどういうふうに見ていけるのかというものを考えないといけないというので、今回は実態としてある東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク（E ANE T）、それと欧米 51 カ国を巻き込んでやっている L R T A P（長距離越境型大気汚染防止条約）というものを比較していろいろ整理をしています。

今日お話しするのは、6月7日の国際開発学会の春季大会でプレリミナリーに報告をしたものです。現在、9月の環境経済・政策学会でさらにバージョンアップをして報告をしていきたいと取り組んでいるところです。

どのような枠の中で問題を整理できるのかということ、いろいろ実態を見ながら取り組んでいるのが現状です。まだまだ研究的なディフィニッションをしたり仮説を出すというよりも、あくまでも調査仮説を作って、それがどれだけ使えて、そこをどう組み直していくかということをやっています。とりあえず地域統合であるとか、地域環境協力であるとか、地域環境ガバナンスとか、地域環境政策協調であるとか、地域環境レジームであるとか、地域環境管理制度であるとかいろいろなさまざまな用語・概念が、地域統合の中にはありますので、それらを整理する中で、実態と見比べながら、概念が使える・使えないとの判断をしています。

地域統合に関しては、経済の分野では 1963 年か 1964 年にベラ・バラッサの **Theory of Economic Integration** というのが定番としてあって、そこでは経済統合ってというのは自由貿易協定から関税同盟、共同市場、経済同盟、それから政治同盟というように、5段階とか6段階あるというのが出されています。もちろんこれに対する批判もあって、言われている段階でいくということは必ずしもなくて、例えば最初の自由貿易協定から入ったところは、自由貿易協定としてのある種の制度のデューラビリティー（durability）が非常にあって、なかなか自由貿易協定から入るとバラッサが言っているような上の段階にもっていくのが非常に難しい。いわゆるパス・ディペンデンシー（経路依存性）が非常に強くて、むしろ政治的な面も含めた協力を考えるんだったら、関税同盟とか共同市場とかというところから入らないと、いわゆるステップアップできないというような批判もあるところです。ですので、バラッサのこの地域統合仮説がどれだけ理論的にし

ろ、実証的にしろ成り立つのかは、非常に批判があるところです。

ただ、いずれにしろそういうようなある種の進化・発展モデルというのは、環境協力においても考え得るのかなと思います。人権にしろ、感染症にしろ、そういうような進化・発展のモデルというのが成り立ちうると仮定するところから考えましょう、ということをやっています。

それで、地域環境レジームであるとか地域環境政策協調、いわゆるコーディネートの問題、あるいは地域環境協力というようにところをいろいろ見ながら今考えているのは、まず2国間のレベル等でお互いに環境協力をしていくというモデルです。日本が中国やタイ、インドネシアと協力するというバイの環境協力がまず実態としてあって、そうした国がやがて経済発展し、中国にしろ、タイにしろ、マレーシアにしろ、エマージングドナー（新興援助国）になってきていますので、そこで日本とタイが協力をしてカンボジアの人材育成をする。第三国研修や南南協力を支援していくなど、バイの関係からマルチの関係になっていく。その中で協力の主体もいわゆるODAというガバメントだけではなくて、多様な企業も入ってくるし、それからいろんなNGOとかCSOが入ってくる。垂直的な関係から水平的な関係になってくるというようなことを考えたうえで、地域のそれぞれの国の中のガバナンスというものができていき、あるいは国を越えたアクターの関係ができていく。そういう段階があったうえで、地域の環境管理の制度化、ここでは欧州のLRTAPみたいなものができてくるということを考えています。

例えばLRTAPっていうのは、Convention on Long Range Trans-boundary Air Pollution という、これはヨーロッパやアメリカ、カナダなどの51カ国が入った条約で、1979年にでき、1983年に発効しています。ターゲットは酸性雨の原因物質であるSO₂、NO_x等をコントロールしていくということです。これに関しては、制度論という基幹制度と補完制度、あるいは制度のバンドル（束）ができていくのがものすごく見やすい歴史を持っています。LRTAP条約ができて、その後モニタリングに関する議定書（プロトコール）であるEMEPを作って、その後、実際にSO_xを30%カットするというヘルシンキ・プロトコールというものを作り、その後、NO_xを規制するソフィア・プロトコールを作り、今主なプロトコールが8つできています。だから、元々の条約に基づいてそれを機能・実施させるために8つのプロトコールを作って、検証可能な形で削減を進めていくという、そういう一つの大きな地域環境レジームを作っている非常に面白い事例なんですね。

環境問題への一般的な対応としては、環境モニタリングがまずあって、それからそれをアセス（分析・評価）して因果関係を解明し、そして汚染削減政策を作って対応をしていくという、ある種のキャパシティ・ディベロップメントのプロセスを考えます。ヨーロッパ各国のモニタリング能力、あるいはモニタリング・ス

テーションが歴史的にどうできてきたのかを今調べています。日本の場合は 1960 年代の終わりから 1970 年の前半に大気汚染に関するモニタリングの制度ができていき、ステーションができていき、現在では例えば SO_2 であれば全国に約 1,700 の公設のステーションがあります。ヨーロッパの場合はむしろ遅く、1970 年代ぐらいに始まっています。この EMEP のプロトコールができてから、つまり 1980 年代の前半に一気にそれぞれの国のモニタリングもできていくという、ちょっとねじれが見られます。

一方、東アジアの酸性雨モニタリング・ネットワークである EANET のほうは、これは LRTAP と違って、モニタリングだけに焦点を当てています。現在、マレーシア、中国、タイなどが少しだけ資金を出していますが、ほとんどの運営資金は日本が出しています。日本がほとんど出してるといっても、年間 1 億 3,000~4,000 万円ぐらいで、そんなにびっくりするような金額を日本が負担しているわけではないですが、いずれにしろ、日本がイニシアチブをとる形でやってきています。

中国とかは EANET の強化に対して非常に警戒感が強くあります。この地域の越境型汚染でいえば、日本における光化学スモッグの原因の 2~3 割は中国から来ていることが、ほぼ科学者の間では定説になっています。そうすると貧しい中国が原因者で、豊かな日本にある種の補償をしないとイケないという枠組みができる可能性があり、中国が非常に強い警戒感を示しているためなかなか EANET が進まない。本来、日本はモニタリングだけではなくて、汚染対策も含めてヨーロッパの LRTAP ようなものを作りたいのだけれども、中国はそここのところに抵抗する。

それから、韓国はこれと別に韓国環境部を中心にネットワーク動かそうとしていて、日本が指導している EANET というよりも、韓国独自の枠組みを提唱している。これは北東アジアの枠組みですけれども、黄砂も含めたもので、そちらのほうをメインにしたいということの指導権争いもあって、なかなか EANET が進まないというのが現状です。

最終的、LRTAP の発展がどれだけ進化モデルで説明できるのか、それから、それとの対比で EANET というものにどういう発展性や進化可能性があるのかなのか。さっき言いましたように、最初の作り方を間違えると制度というのはエボリューションしないという仮説も最近は言われていて、EANET はある面でそうなる可能性があるのかなというふうに思います。当然ながら、あらゆる制度が発展するわけではなく、消滅する制度もあります。ヨーロッパの場合、最初から汚染削減というターゲットをはっきりさせて作ったわけですが、EANET の場合、その作り方がちょっとなかなか難しかった。それがいかにもアジア的なのかなという感じもします。制度を作るために、問題があり、価値があったり、理念があっ

たりする中で、どういう形でその制度がこの環境の分野で生成、形成、発展あるいは消滅していくのか、取って代わられるのか。あるいは、いったんこういう制度を作ってしまったことが制度的な制約条件になってしまって、なかなか実際の問題解決が進まないというようなこともありうるのか。そういう整理を今やっております。

あとは、欧米などのほかの地域環境協力や地域協力レジーム、制度、ガバナンスがどういうメカニズムで進展・発展するのかということをやりたいと考えています。特に、環境面、人権面、保健面とかそういうことでやれたらいいと思います。ただし、その総体には地域レジームだけではなく、国際レジーム（グローバル・ガバナンス）の影響っていうのがこの分野では非常に大きいと思っています。

勝間 どうもありがとうございました。あと 10 分しかないんですけど、どういうふうにしましょう。まず、皆さんから質問をいただいとしますので、よろしく願います。

寺田 どうもありがとうございました。4人の先生とも大変面白く勉強になりました。わたしのコメントは政治学に基づいたもので、簡単に三つだけ申し上げます。環境にせよ、感染症にせよ、人権の問題にせよ、われわれが地域統合を考えるとときに、市場とかの場合はリージョナライゼーション、すなわち地域化っていうのが明確にあって、それに基づきながら地域ガバナンス・制度を作っていけばいいんじゃないかということになるんですが、この分野の問題はどちらかという地域を限定しない。例えば環境問題ですが、東アジア終わっているからここでと止まりましょうとか、そういう話は恐らくないわけですね。ですから、これを考える場合に、なぜ地域なのか、つまりグローバルで考えるよりも実はリージョナルなほうがいいんだという利点を教えていただきたいのが一つです。

2 番めですが、国際政治理論をやっている者として、制度・レジーム論からお話を聞かせていただきました。経済の場合は、先ほどバラッサの話がありましたけれど、われわれはレジーム論、例えば規範やルールがあって、それからレジームに発展し、そこで組織が伴って、最終的にその中で政策のコーディネーションが行われるという流れがあります。その中でなぜこういう順序を置くかと、その順序の進展を示す一つの度合というものは、それぞれの枠組みがいかに関与者に対して拘束力を持つかということなんですね。それによって、レジームそのものがウィークかストロングかという判断をするんですけども、特に勝間先生の場合、人権の話でいろいろ宣言が出て、文言が出るわけですね。これに対して、一体どれほど国家（例えば中国やミャンマーなど）の行動に制限をかけることができるのか。いわゆるレジームとして、恐らくこういうものって非常に弱いんじゃないかと。もしそう

であれば、それを超えるようなアプローチと組織というものが出ているのかどうかという点が二点目です。

3番めは、国境を越える問題であるという点です。われわれ日本にいますと国境をまたいで越えるのは大変であろうと思うんですが、しかし東南アジア、特にインドシナ、それからタイ、マレーシアぐらいついていうのは陸で続いていますので、人の移動のときに国家がかなり一生懸命しないと越えられてしまう部分があるわけですよね。一つの面白いケースはタイとミャンマーの国境です。ミャンマーはもちろん人権の問題もあるんですが、H I Vポジティブをいろんなところに排出しているという問題があり、これは人の移動とも関連しています。ですので、物流の発達には、H I Vポジティブなどの感染症を持った人国外に排出するような側面もあります。四方のお話はバラバラに見えましたが、この問題一つをとってみると、実は非常にインタリンクされていて、それに対してのガバナンスみたいなこともわれわれは意識しなければならないと思います。

天児　私の質問は今の寺田さんの質問にかなり関連しています。できれば、リージョナルかグローバルかという議論は、最後の総括的な部分で皆さんの意見を議論していただければと思います。ですから、ここであまり本格的に議論しないほうがいいと思うんですけれども、ただ、やはりイシュー自体がグローバルだから、それはグローバルに扱うという発想はあまりにも単純だと思います。やはりそのグローバルな問題が具体的に起こっている状況を見たときは、ある意味ではリージョナルな特性があるとか、それから実際にそれを支える担い手でいえば、グローバルな国連機関に一気に全部やらしてもらったらいいかという問題ではないでしょう。そういう担い手の問題とかを考えていったときに、どうしてもこれをリージョナルなものとして扱わざるをえないという、そういう問題もあると思うんですよね。これだけは一応問題提起しておきたいと思います。

そのこととかなり関連しますが、わたしなんかはやはり地域研究でずっと中国自身を見つめて、中国からいろんな普遍的な問題を見てきました。そういう人間の観点からすると、例えば勝間さんが出された人権というのは、普遍論とアジア的価値をオルタナティブに設定してんだけど、ほんとにオルタナティブかという疑問があるんです。例えば中国の理屈でいくと、普遍的な人権をわれわれは認めると。しかし人権の中には政治的人権とそれから社会・経済的人権とこの両方があり、今われわれは発展途上の国だから、社会・経済的人権、つまり貧困の問題を重視していかなければならない。それから政治的人権の問題を議論できるんだ、という理屈を作っているわけです。これは必ずしもアジア的価値じゃないんです。だからそういう視点からものを見る必要があるでしょう。地域そのものから問題をトライアルしていくと、そういう議論できるんですよね。

もう一つ、工藤先生にお伺いしたいんですが、感染症の問題を見ると、光の影の影の部分というか、後発的な日本というのが浮かびあがってくるが、アジア統合というのがつながってこないというふうに強くおっしゃられていました。例えば今後の問題として、アジアの中の医療協力ができるようなそういう国や地域、たとえば台湾や韓国との医療連携、またベトナムも多分一方的に医療を受ける側ではないはずで、そういう地域・国の医療機関や医師との連携をもっと組織化していけば、次のステップができるのではと思います。以上です。

植木 具体的な質問を二つさせていただきます。一つは松岡先生にですが、E A N E Tの出自というかできたときの仕組みに問題があったのかもしれないということでしたが、今の段階でよろしいんですが、どこら辺に問題の可能性があるのかをお教えてください。あと一つは工藤先生に質問なんですが、先ほどイギリス、アメリカ、日本が今入ってきて、光と影があるというお話は非常に面白かったんですが、その検体を取り合いというのは、できるだけ早く新しいインフルエンザの治療薬を開発して、そしてその製薬メーカーがアドバンテージを取ろうというインセンティブが働くからだろうと思います。そこで、WHOのようなところがその検体をみんなで使えるようにコントロールしていこうとかいう動きはないのでしょうか。

深川 全体にかかわってくる漠然とした質問なのですが、ガバナンスを共通のものとして設定されていると思うので、単に条約や法律があるというのではなく、それがガバナンスされるメカニズムということなので、アクターそれぞれの関係などの話があると思います。東アジアの特徴はやはり開発独裁ですが、開発独裁が終わって、ネーションステーツとして成熟するより前にグローバル化が来てしまったので、時間の圧縮された発展であったと思います。

そうすると政府というアクターもさることながら、インターネットの浸透が高まるとともに、市民団体とかNGOといった小さいアクターが、先進国の人が考えている以上に影響力を持って利害調整にあたっていくという新しいこと起きていると思うんです。環境とか人権とか、そういう価値観が同じ人たちが集まるっていう意味では、政府とか認定の団体を作るより、NGOや市民団体が勝手に形成されるほうがずっとフレキシブルという面もあります。そのような団体がすごく強い影響力を持ってしまって、いわゆる多元的政党政治ができるより前に、こっちのほうで影響力を持ってしまう社会を組み込んだ場合に、主権とかガバナンスをどういうふうに考えるかというのがどこかに接点としてあったらいいと思います。

市民団体とかNGOは、政府よりずっとグローバルだったりトランスナショナルだったりしますよね。特にキリスト教系の医療団体とか労組の連帯がいっぱいアジアにあって、ある意味で政府間交渉の先を行ってるという世界があるので、これを

どうやってとらえるのか。あと主権の概念ですね。はっきりしているのかはっきりしていないのかよく分からないところがあって、たとえば感染症の場合、個人の自由をやっぱり極端に制限しなくてはならないところが当然あると思いますが、それはまさに政府の役割であるのかもしれませんが。それと自由化一辺倒でもものの流れがきているところの境目がうまく納得できてないところがやっぱりあると思います。

黒田 どの部分を実証して、どの部分を理論化するか、ということについて伺います。どうしても制度構築などについての提案的なものを中心になってしまうと思いますが、どこかは実証して、どこかは理論化するということをやっていくのが研究になっていくんだらうと思いますので、それがどこの部分なのかを教えてくださいなと思います。これはこのグループだけじゃなくて、全体に対しても必要なものだと思います。

勝間 それでは一人2分ずつでいきましょう。深川先生や黒田先生が呈された問題は非常に大きいので、おそらく2分では答えられないと思いますので、それは積み残して置かないといけないかもしれません。とりあえずかなり具体的な質問に対してだけ、一人2分でお答えするという事をお願いします。

わたしのほうからは、寺田先生のご質問とも関係するんですけど、人権に関しては要するにグローバルな国際人権条約があって、地域として何でとらえなくてはならないのかということなんですね。先ほどの拘束力というところと全くびったりなのですが、国際人権条約というのは、加盟国がそれに合意すれば法的に拘束されるわけですね。合意しなければ、実定法的はとりあえず拘束されない。ただ慣習国際法という発展があるので、それによって何となく外堀が埋められていくという状況になるということです。

まさに世界政府がない中で、法的拘束力がありますが、執行力がないわけですね。執行力をどう担保していくかというのがおそらく地域での議論になっている。ですから、法的拘束力がある国際人権条約に加盟しているのだけど、きちんと遵守してないと。いろいろなグローバルなメカニズムとしては、ジュネーブの条約委員会があるわけですね。国ごとに見ていくということですが、やはり効果のある執行力を求めていこうと思うと、やはり地域の人権レジームが必要になってくるというのがヨーロッパやアメリカ大陸の結論であり、そしてアフリカもそんなふうな結論に至っています。アジアだけが遅れてしまっているということで、アジア地域の制度を見ていくということでは、非常に重要であるのかなと思います。

天児先生のアジア的価値論については、実は括弧で「アジア的価値」という言葉を入れたのですが、これはそのときにあった、人権の普遍性を否定する「アジア的価値」論というものは、今はもうおそらくほとんど生き残っていないだろうと思

ます。しかしながら、人権の普遍性を認めながら、地域的な解釈とその多様性を訴えていくことは当然あるわけです。ですから、社会権をより遵守しようという立場は、アジアだけでなく途上国全般に当然あるわけです。それで先進国が途上国に対して自由権のみについてお説教を言うてくるということに対して、途上国はバランスの取れてない人権の見方であるという反論をしているということでもあります。

赤羽 天児先生の言われた地域のプロセスを見ていく中で、そこに普遍性が見えてくる。あるいは普遍的な全世界的なスケールで物事を考えていくと、やはりそこには地域的な差や違いも、グローバルなレベルで出てくるのではないかと思います。

それで、やはり地域統合を一番大きなテーマとしてやっているわけですので、やはり地域がグローバルにどういうインパクトを与えているのか、それからグローバルが地域にどういったインパクトを与えているのか、両方の流れを見る必要があると思うんです。そういうふうを考えますと、わたしたちが研究しているそれぞれの 이슈が、グローバルレベルでも必要性がある。現実として問題が出てきている。地域レベルでも問題があるし、部分的な解決方法もあるのではないかとすることで、それに対してどれだけエネルギーと時間を費やすかということで、概念的には整理できる問題だと思います。

それから、その関係で、寺田先生の方から地域なのかグローバルなのかというお話がありましたけども、例えば人の流れの中から生まれてくる人間安全保障というのは、法律上の人権という概念ではとらえられない部分がたくさんあると思います。そういった部分も含めまして考えるわけなんですけども、具体的に人権ということに限ってお話いたしますと、例えば自分の国の人がほかの国に行ってどういう対応を受けるのか、その人たちの権利を阻害されているのかということは、どこの国にとってもある程度は気にするところだと思うんですけども、どこまで心配するかによって、国家間の人権をめぐる協力の必要性が生れてくるんじゃないかと思います。

そういうふうを考えますと、深川先生が先ほど言われたように、自分の国の中で人権という概念、それから人権を擁護するための制度がある程度発達していないと、自分の国の国籍を持った人たちが海外へ出て行ったときに、そういった人たちの人権がどこまで擁護されているのかという心配が出てこないのではないのでしょうか。つまり、国内の人権に対する認識のレベルが上がることで、それから制度化がある程度進むことによって、国家間の人権をめぐる協力の必要性が出てくると考えます。

それからもう一つ、キャパシティー・ビルディングを結局はしていかななくてはならないと思いますけども、キャパシティー・ビルディングをしていくうえで、地域内の方が協力しやすいのではないかと思います。というのは、地域内では文化的な共通点、それから歴史の流れから生まれてくるいろいろな要因、相互理解というのがある程度はあると思いますので、そういった文脈の中でキャパシティー・ビル

ディングをするにはどういう方法があるのか。グローバルで考えてしまいますと、なかなかそこまでは考えつかない、あるいはできないのではないかという気がします。以上です。

工藤 私の話は少し特殊かなと思っておりましたが、質問があって嬉しく思います。どうも有難うございます。

寺田先生のリージョナルかグローバルかについてですが、端的に答えれば、この病気の発生している地域がアジアであり、リージョナルであります。生物系の生態及び社会的な貧困とか、あるいは文化的な背景と密接につながっています。だから先ずリージョナルで対応し、可能ならばリージョナルの中で問題解決することが重要ではないか、診療・研究の技能を育成するには実際に発生している地域で行うこと。初めからグローバルでは出来ません。それが天児先生が言われた、まさにベトナムの医療レベルのある部分は、経験も技能も我々よりも優れている面もありますので、そこに我々が人を送って、そして日本の人材を養成する。決してユニラテラルではなくて、バイラテラルで、つまりアジアの人達と連携・連帯して我々のレベルも上げる、こういう側面があります。しかし、問題が拡大すればグローバルになります。

それから、先ほどの検体のことですが、WHO などの国際ナショナル・オルガニゼーションは、国際ナショナルという名前がついていますが、やっぱり実態は欧米主導です。具体的には、例えばインドネシアでウイルスを WHO に出しても、特定の会社でワクチンが製造されて、買うときは高額で買わされる。これは不公平だと言って出さない。これが現在の WHO とインドネシア間で生じている問題です。

加えて、感染症に関して、個人の制限がある程度必要というのは、全くそのとおりです。個人の自由を尊重するだけでは、別の人に感染させるわけです。当然これにはある種の規制があつてしかるべきだと思います。それが互いの自由を尊重することになるのではないかと思います。

松岡 植木さんの E A N E T の点だけ答えます。一つは、要するに制度というのは、インタレストや価値を維持・発展させることで利益があるという構造を作らないといけないのですが、E A N E T の場合は、L R T A P と違って、モニタリングだけを目的に作ってしまったので、汚染を減らすためにモニタリングをするんですね。汚染削減があるからモニタリングをするわけで、それをなしにモニタリングだけのものを作っても、なかなかその価値相当、インタレストを作るということが難しかったのが一つです。

もう一つが、組織構造としてリーダーシップとフォロアーシップの関係で、日本

だけがお金を出して、日本がイニシアチブを作って、13カ国が入って、ある種のハブ・アンド・スポーク型の体制を作ったんですけども、その結果としてほかの国のオーナーシップがなかったので、フォロアーシップも育たなかった。おまけに日本も、引張ればよかったのだけれども、引っ張るだけのリーダーシップがなかった。リーダーシップも欠如していたし、フォロアーシップもオーナーシップも欠如してしまって、結局発展のモメンタムっていうのがこの中になかなか育たなかったと思っています。以上です。

工藤　もう一点、リージョナルとグローバリゼーションについてですが、今までアジアは日本も含めてやはり発展途上国だったのですね。多くの科学は欧米から由来していると思うのです。感染症においても、解決策というのは欧米から提案され、実証されてきたものが多いわけです。しかし、現実にはアジアあるいはアフリカから疾患が発生しているわけで、自分たちの手でこれを解決するということが必要で、我々のリージョンからグローバル化するという意味では、アジアとの連帯の上で事を進めて行くことが大事だと思います。そういう意味ではガバナンスということにつながるのかもしれませんが、これから我々は主体的にアジアの一員として、アジア発生の問題をアジア人の連携・共同で解決してゆく時代に入るのではないかと思います。

勝間　ありがとうございました。